

健生衛発 0905 第 2 号  
令和 7 年 9 月 5 日

各省庁契約担当課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
( 公印省略 )

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和 7 年度  
最低賃金額改定を踏まえた契約金額の変更検討について（依頼）

第 71 回中央最低賃金審議会において令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和 7 年 8 月 4 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえて、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、各省庁に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 4 号厚生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしています。また、今般、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定。以下「実行計画 2025」という。）や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日。内閣官房、公正取引委員会）を踏まえ、令和 7 年 9 月 5 日付けガイドラインを改正したところです。

改正ガイドラインにおいては、別紙に抜粋するように、労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応を発注者に求めていました。

各省庁におかれては、改正ガイドラインを踏まえ、最低賃金額の引上げ等を受け、適切な価格で単価を見直して契約金額の変更を検討するようお願いいたします。また、実行計画 2025 には、「官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。」等と定められており、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保の検討をお願いいたします。

併せて、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願ひします。

＜参考資料＞

別添：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」  
(平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 4 号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和 7 年 9 月 5 日)

(別紙)

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（抜粋）

(平成27年6月10日付け健発0610第4号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和7年9月5日)

### 【要点】

労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。

- ・ 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
- ・ 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
- ・ 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
- ・ 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
- ・ 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

#### (労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応)

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的な内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。

健生衛発 0905 第 3 号  
令和 7 年 9 月 5 日

各都道府県会計担当課長  
各都道府県契約担当課長  
各市区町村会計担当課長  
各市区町村契約担当課長

} 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和 7 年度  
最低賃金額改定を踏まえた契約金額の変更検討について（依頼）

第 71 回中央最低賃金審議会において令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和 7 年 8 月 4 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長の決定による地域別最低賃金額が順次発効することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市区町村に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 4 号厚生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしています。また、今般、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定。以下「実行計画 2025」という。）や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日。内閣官房、公正取引委員会）を踏まえ、令和 7 年 9 月 5 日付けガイドラインを改正したところです。

改正ガイドラインにおいては、別紙に抜粋するように、労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応を発注者に求めています。

各都道府県、各市区町村におかれでは、改正ガイドラインを踏まえ、最低賃金額の引上げ等を受け、適切な価格で単価を見直して契約金額の変更を検討するようお願いいたします。また、実行計画 2025 には、「官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。」等と定められておりますので、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保の検討をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### <参考資料>

別添：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」  
(平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 4 号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和 7 年 9 月 5 日)

(別紙)

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（抜粋）

(平成27年6月10日付け健発0610第4号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和7年9月5日)

### 【要点】

- 労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応を行う。
- ・ 年度途中の賃金水準や物価水準の変動に応じた契約金額の変更については適切に協議を行う。再委託がある場合はサプライチェーン全体を考慮した協議を行う。
  - ・ 発注者から定期的に労務費の転嫁について協議の場を設けることが望ましい。
  - ・ 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。
  - ・ 受注者からの正当な価格交渉に対して適切な協議を行わずに契約金額を据え置くことは、独占禁止法における優越的地位の濫用にあたるおそれがあることに留意する。
  - ・ 契約変更に係る意思決定は専決者まで上げて行う。

#### (労務費等の上昇に伴う価格転嫁への対応)

最低賃金額や建築保全業務労務単価の改定状況、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視する。特に、賃金水準、労務単価の上昇に伴う価格転嫁については、労務費指針に則り、「発注者として採るべき／求められる行動」を踏まえた対応に努める。また、再委託を行っている場合は、サプライチェーン全体を考慮した協議を行うように努める。

年度途中に労務費の改定があった場合や、その他の価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。このとき、受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けることが望ましい。

賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

また、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。なお、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公的機関等の公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることに、発注者は留意が必要である。

加えて、労務費の上昇分についての取組方針については、発注担当者のみで対応を決定せず、意思決定の具体的な内容を当該契約の専決者まで上げて決定する。

以上については、労務費指針の「発注者として採るべき／求められる行動」において詳細が記載されているので参照されたい。